

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：アップライト協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 梅森 公司
- (3) 所 在 地：山口県岩国市玖珂町 6229 番地の 7

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出機関との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関する契約の不履行について違約金を定める内容の「外国人技能実習事業に関する覚え書」を締結していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第 25 条第 1 項第 8 号の基準を満たさないことから、同法第 37 条第 1 項第 1 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：徳島ヒューマンリンク協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 藤崎 吉正
- (3) 所 在 地：徳島県徳島市南蔵本町二丁目7番地

2 処分等内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年2月25日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社浅海建設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 浅海 一也
- (3) 所 在 地：兵庫県姫路市町坪 409 番地の1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

平成30年11月6日認定「認1808025243」「認1808025244」「認1808025245」

令和元年5月16日認定「認1908003209」「認1908003210」「認1908003211」

令和2年6月12日認定「認2008004806」「認2008004807」「認2008004808」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社新井商店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 新井 美雄
- (3) 所 在 地：千葉県富里市十倉 535 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13件）

平成30年3月19日認定「認1704014135」「認1704014136」「認1704014137」「認1704014138」

同年4月24日認定「認1804000337」「認1804000338」「認1804000339」

平成31年4月22日認定「認1904002366」「認1904002367」「認1904002368」

令和元年5月7日認定「認1904004734」「認1904004735」「認1904004736」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：飯島 正巳
- (2) 代表者職氏名：飯島 正巳
- (3) 所 在 地：茨城県鉾田市上幡木 1521 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

令和元年5月14日認定「認1903000165」

同年10月15日認定「認1903006019」「認1903006020」

同年10月17日認定「認1903006354」「認1903006355」

令和2年3月26日認定「認1903011283」

同年7月20日認定「認2003002811」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第5号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：卯辰商事合同会社
- (2) 代表者職氏名：代表社員 木下 厚志
- (3) 所 在 地：石川県輪島市町野町東大野出村 50 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11件）

平成30年6月19日認定「認1807002883」

令和2年1月10日認定「認1907004738」「認1907004739」

同年1月24日認定「認1907010561」「認1907010562」「認1907010563」
「認1907010564」「認1907010565」「認1907010566」
「認1907010567」「認1907010568」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社エム・ワイ・ケイ・プラン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 森定 麻未
- (3) 所 在 地：徳島県阿波市市場町伊月字六反田 67 番地 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（20 件）

平成31年 2月28日認定 「認1810006827」「認1810006828」「認1810006829」「認1810006830」「認1810006831」「認1810006832」「認1810006833」「認1810006834」

令和元年 6月18日認定 「認1910001152」「認1910001153」「認1910001154」

同年 7月25日認定 「認1910001959」「認1910001960」「認1910001961」

令和 2年 7月 8日認定 「認2010001359」「認2010001360」「認2010001361」

同年 8月28日認定 「認2010001356」「認2010001357」「認2010001358」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したこと、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社川本ピアノサービス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 川本 正美
- (3) 所 在 地：兵庫県西宮市西宮浜二丁目 21 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

平成30年9月25日認定「認1808023009」

令和元年11月19日認定「認1908014165」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第5号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の報告をしたことから技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社クリエイト
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 福本 春二
- (3) 所 在 地：広島県世羅郡世羅町大字小国 2047 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（21件）

平成30年3月30日認定「認1709004090」「認1709004091」「認1709004092」

同年4月10日認定「認1709006181」「認1709006182」「認1709006183」

同年5月14日認定「認1709007143」「認1709007144」「認1709007145」

平成31年1月18日認定「認1809025402」「認1809025403」

同年3月1日認定「認1809023656」「認1809023657」「認1809023658」

同年3月22日認定「認1809026062」「認1809026063」

令和2年3月2日認定「認1909024832」「認1909024833」「認1909024834」

同年3月13日認定「認1909025027」「認1909025028」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ケントハウス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 森定 謙
- (3) 所 在 地：徳島県阿波市市場町伊月字六反田 67 番地 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（19 件）

平成30年 2月 2日認定「認1710000757」

同年 2月 5日認定「認1710000758」「認1710000759」「認1710000760」

同年 2月 22日認定「認1710000604」「認1710000605」「認1710000606」

平成31年 1月 8日認定「認1810006007」「認1810006008」「認1810006009」

同年 1月 23日認定「認1810006561」「認1810006562」「認1810006563」

令和元年12月20日認定「認1910004890」「認1910004891」「認1910004892」

令和 2年 2月 13日認定「認1910005278」「認1910005279」「認1910005280」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したこと、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：輿水 達也
- (2) 代表者職氏名：輿水 達也
- (3) 所 在 地：長野県南佐久郡南牧村大字野辺山 10 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

平成30年2月27日認定「認1705002360」「認1705002361」「認1705002362」

平成31年2月4日認定「認1805008680」「認1805009035」「認1805009036」

令和元年11月14日認定「認1905005818」「認1905005819」

令和2年2月21日認定「認1905008567」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第5号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ジー・アール
- (2) 代表者職氏名：取締役 後藤 康之
- (3) 所 在 地：岐阜県岐阜市世保南 25 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 2 年 7 月 3 日認定「認2006009211」「認2006009212」「認2006009213」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社新開トランSPORTシステムズ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 古賀 あや、代表取締役 佐藤 勝
- (3) 所 在 地：東京都江東区東陽三丁目 7 番 13 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

平成31年3月25日認定「認1804087217」「認1804087218」「認1804087219」「認1804087220」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社高取造園土木
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高取 陪生
- (3) 所 在 地：佐賀県鳥栖市立石町 117 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

平成30年5月9日認定「認1712004115」「認1712004116」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ドリームハウス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 森定 由美
- (3) 所 在 地：徳島県阿波市市場町伊月字六反田 65 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（19 件）

平成30年 4月 9日認定「認1710001720」「認1710001721」「認1710001722」

同年 5月 28日認定「認1710002273」「認1710002274」「認1710002275」

同年 6月 4日認定「認1810001232」「認1810001233」「認1810001234」

平成31年 3月 15日認定「認1810007521」「認1810007522」「認1810007523」

令和元年 5月 9日認定「認1910000314」「認1910000315」

令和 2年 3月 13日認定「認1910006675」「認1910006676」「認1910006677」

同年 5月 14日認定「認2010000051」「認2010000052」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したこと、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：仁木 春夫
- (2) 代表者職氏名：仁木 春夫
- (3) 所 在 地：徳島県徳島市不動北町2丁目174番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

平成30年8月21日認定「認1810003206」

平成31年1月4日認定「認1810006215」

同年3月28日認定「認1810007740」「認1810007741」

令和元年9月3日認定「認1910003053」

令和2年3月3日認定「認1910006375」

同年4月9日認定「認1910007032」

同年8月4日認定「認2010001728」

同年9月28日認定「認2010002649」「認2010002690」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社日本住設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松岡 直一
- (3) 所 在 地：愛知県名古屋市昭和区北山町三丁目 22 番地の 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

平成30年 2月 20日認定「認1706010723」「認1706010725」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：北海食品株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐久間 章
- (3) 所 在 地：北海道釧路市大楽毛 152 番地 7

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（60 件）

平成30年 6月20日認定 「認1801001392」「認1801001393」「認1801001394」「認1801001395」「認1801001396」「認1801001397」

同年 6月21日認定 「認1801001720」「認1801001721」「認1801001722」「認1801001723」「認1801001724」

令和元年 5月29日認定 「認1901000515」「認1901000516」「認1901000517」「認1901000518」「認1901000519」「認1901000520」「認1901000521」「認1901000522」「認1901000523」「認1901000524」「認1901000525」「認1901000526」

同年 6月 7日認定 「認1901001132」「認1901001133」「認1901001134」「認1901001135」「認1901001136」「認1901001137」「認1901001138」「認1901001139」「認1901001140」「認1901001141」「認1901001142」「認1901001143」

同年 8月 9日認定 「認1901003134」「認1901003135」「認1901003136」「認1901003137」

令和 2年 4月20日認定 「認2001000205」「認2001000206」「認2001000207」「認2001000208」「認2001000209」「認2001000210」「認2001000211」「認2001000212」「認2001000213」

同年 7月30日認定 「認2001001137」「認2001001138」「認2001001139」「認2001001140」「認2001001141」「認2001001142」「認2001001143」「認2001001144」「認2001001145」「認2001001146」「認2001001147」「認2001001148」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：合同会社森定縫製工業
- (2) 代表者職氏名：代表社員 森定 勇治
- (3) 所 在 地：徳島県阿波市市場町伊月字六反田 67 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13 件）

令和元年10月28日認定「認1910003642」「認1910003643」「認1910003644」「認1910003647」「認1910003648」

同年11月13日認定「認1910003645」「認1910003646」

令和2年12月2日認定「認2010003631」「認2010003632」「認2010003633」

同年12月9日認定「認2010003075」「認2010003076」「認2010003077」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したこと、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ヤマワ農園株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中山 和行
- (3) 所 在 地：茨城県坂東市山 1431 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

令和 2 年 3 月 19 日認定「認1903010935」

同年 12 月 15 日認定「認2003005809」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社吉村建設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉村 小百合
- (3) 所 在 地：熊本県宇城市小川町北部田 294 番地 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和元年 9 月 2 日認定「認1913005718」「認1913005719」
令和 2 年 9 月 18 日認定「認2013005868」「認2013005869」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ローブ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 日下 健
- (3) 所 在 地：青森県八戸市大字尻内町字島田 21 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

平成30年 6月29日認定「認1802004047」「認1802004048」「認1802004049」

令和元年 6月27日認定「認1902002829」「認1902002830」「認1902002831」

同年 9月27日認定「認1902006945」「認1902006946」「認1902006947」
「認1902006948」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【実習実施者に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：中国自動車興業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤原 由香、代表取締役 塩見 雅弘
- (3) 所 在 地：岡山県岡山市南区藤田 2113 番地 1

2 処分内容

技能実習法第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 25 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適正な実施を確保するため、技能実習法第 15 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。